第九条の四第三項中「及び第五項」を削り、同条第四項中「この条」を「この項」に改め、同条第五項を削る。

第九条の八中「この条」の下に「及び次条」を、「営業所をいう」の下に「。次条において同じ」を加え、「第三十七条の十四第二十五項及び第二十六項」を「第三十七条の十四第二十六項及び第二十七項」に改める。

第二章第一節中第九条の八の次に次の一条を加える。

（未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税）

第九条の九　金融商品取引業者等の営業所に第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座（以下この条において「未成年者口座」という。）を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が、次の各号に掲げる第三十七条の十四の二第一項に規定する未成年者口座内上場株式等（以下この項において「未成年者口座内上場株式等」という。）の区分に応じ当該各号に定める期間内に支払を受けるべき当該未成年者口座内上場株式等の配当等のうち前条各号に掲げるもの（当該金融商品取引業者等が同条に規定する国内における支払の取扱者であるものに限る。以下この条並びに第三十七条の十四の二第二十七項及び第二十八項において「未成年者口座内上場株式等の配当等」という。）については、所得税を課さない。

一　第三十七条の十四の二第五項第三号に規定する非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等　当該未成年者口座に当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の一月一日以後五年を経過する日までの間

二　第三十七条の十四の二第五項第四号に規定する継続管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等　当該未成年者口座に当該継続管理勘定を設けた日から当該未成年者口座を開設した者がその年一月一日において二十歳である年の前年十二月三十一日までの間

2　未成年者口座及び第三十七条の十四の二第五項第五号に規定する課税未成年者口座を開設する居住者又は恒久的施設を有する非居住者の同条第四項第三号に規定する基準年の前年十二月三十一日までに同条第六項に規定する契約不履行等事由（以下この条において「契約不履行等事由」という。）が生じた場合には、当該未成年者口座の設定の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき未成年者口座内上場株式等の配当等については前項の規定の適用がなかつたものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時において当該未成年者口座内上場株式等の配当等の支払があつたものとみなして、この法律及び所得税法の規定を適用する。

3　前項の規定の適用があつた未成年者口座内上場株式等の配当等についての第八条の五第一項の規定の適用は、同条第四項の規定にかかわらず、前項の契約不履行等事由が生じた時に支払があつたものとみなされた当該未成年者口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額の合計額ごとに行うものとする。

第十条第一項中「。次項において「試験研究費の総額に係る税額控除割合」という」を「とする」に改め、「及び第八項第四号」及びただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該税額控除限度額が、当該個人のその年分の調整前事業所得税額の百分の二十五に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十五に相当する金額を限度とする。

第十条第二項及び第三項を削り、同条第四項中「政令で定める中小企業者に該当する個人」を「中小事業者」に、「前三項」を「前項」に改め、「及び第八項第五号」を削り、「「中小企業者」を「「中小事業者」に改め、ただし書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該中小事業者税額控除限度額が、当該中小事業者のその年分の調整前事業所得税額の百分の二十五に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十五に相当する金額を限度とする。

第十条第四項を同条第二項とし、同項の次に次の一項を加える。

3　青色申告書を提出する個人のその年分（事業を廃止した日の属する年分を除く。）の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される特別試験研究費の額（その年において前二項の規定の適用を受ける場合には、これらの規定によりその年分の総所得金額に係る所得税の額から控除する金額の計算の基礎となつた特別試験研究費の額を除く。以下この項において同じ。）がある場合には、その年分の総所得金額に係る所得税の額から、政令で定めるところにより、次に掲げる金額の合計額（以下この項において「特別研究税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該特別研究税額控除限度額が、当該個人のその年分の調整前事業所得税額の百分の五に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の五に相当する金額を限度とする。

一　その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される特別試験研究費の額のうち国の試験研究機関、大学その他これらに準ずる者（以下この号において「特別試験研究機関等」という。）と共同して行う試験研究又は特別試験研究機関等に委託する試験研究に係る試験研究費の額として政令で定める金額の百分の三十に相当する金額

二　その年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入される特別試験研究費の額のうち前号に規定する政令で定める金額以外の金額の百分の二十に相当する金額

第十条第五項を削り、同条第六項中「の年分において」を「において」に改め、ただし書を削り、同項各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、当該各号に定める金額が、当該個人のその年分の調整前事業所得税額の百分の十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

第十条第六項を同条第四項とし、同条第七項を同条第五項とし、同条第八項第三号を削り、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　調整前事業所得税額　事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額をいう。

第十条第八項第四号及び第五号を次のように改める。

四　中小事業者　中小事業者に該当する個人として政令で定めるものをいう。

五　特別試験研究費の額　試験研究費の額のうち国の試験研究機関、大学その他の者と共同して行う試験研究、国の試験研究機関、大学又は中小企業者（第四十二条の四第六項第四号に規定する中小企業者をいう。以下この号において同じ。）に委託する試験研究、中小企業者からその有する知的財産権（知的財産基本法（平成十四年法律第百二十二号）第二条第二項に規定する知的財産権及び外国におけるこれに相当するものをいう。）の設定又は許諾を受けて行う試験研究、その用途に係る対象者が少数である医薬品に関する試験研究その他の政令で定める試験研究に係る試験研究費の額として政令で定めるものをいう。

第十条第八項第六号中「第六項」を「第四項」に、「第十二項」を「第九項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第九項を同条第七項とし、同条第十項中「第一項及び第二項、第四項又は第六項」を「第一項から第四項まで」に、「及び特別試験研究費の額」を「又は特別試験研究費の額」に、「並びに」を「及び」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十一項を削り、同条第十二項中「第八項から前項まで」を「前三項」に、「第六項」を「第四項」に、「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第十三項中「第七項」を「第四項」に改め、同項を同条第十項とする。

第十条の二を削る。

第十条の二の二第一項中「同号イ及びロ」を「同号イからハまで」に、「並びに第二号」を「及び第二号」に改め、同項第一号イ中「又は風力」を削り、「認定発電設備」の下に「（ロにおいて「認定発電設備」という。）」を加え、同号ハ中「及びロ」を「からハまで」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　風力の利用に資する機械その他の減価償却資産（認定発電設備に該当するものに限る。）

第十条の二の二第三項中「第十条第四項」を「前条第六項第四号」に、「中小企業者に該当する個人」を「中小事業者」に改め、「提出するもの」の下に「（以下この項において「中小事業者」という。）」を加え、「当該個人」を「当該中小事業者」に、「事業所得の金額に係る所得税の額として政令で定める金額（次項において「事業所得に係る所得税額」という。）」を「調整前事業所得税額（同条第六項第二号に規定する調整前事業所得税額をいう。次項において同じ。）」に改め、同条第四項中「事業所得に係る所得税額」を「調整前事業所得税額」に改め、同条第六項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に、「第一項第一号イ」を「第一項第一号ロ」に改め、同条第十三項中「第十条の二の二第三項」を「第十条の二第三項」に改め、同条を第十条の二とする。